

# 就学援助に関してよくあるご質問

Q.1 昨年度も就学援助を受けていましたが、改めて申請する必要はありますか？

A 就学援助を希望される方は、毎年度申請が必要です。

Q.2 世帯の収入(所得)がいくらなら就学援助が受けられますか？

A ご家族や同居されている方の人数や年齢によって異なり、決まった金額はありませんので、就学援助を希望されている方は、申請してください。なお、学校や教育委員会学務課で配布している「就学援助のお知らせ」に、家族構成に応じた目安額を記載しておりますので、そちらを参考にご覧ください。

Q.3 4月に申請をして審査結果が出るまでの間、給食費の支払いはどうなりますか？

A 給食費は学校が徴収していますので、審査結果が出るまでの間の給食費の取扱いについては学校へご確認ください。

Q.4 市外から転入してきましたが、申請に当たり必要な書類はありますか？

A 申請する年の1月1日時点で那覇市以外の市町村に住民登録があった方は、当該市町村で発行される「収入・所得額」、「控除額」、「市町村民税額」の3つが記載されている証明書(※申請する年の前年1年間の状況が分かるもの)の提出が必要です。那覇市では「市県民税所得証明書」という名称ですが、市町村によって名称が異なります。証明書の発行時期は市町村によって異なりますので、各市町村の証明書発行担当部署へご確認ください。証明書の提出がなかった場合、審査が行えず、就学援助が受けられない場合があります。

Q.5 申請の時点で、市県民税の申告をしていない場合はどうなりますか？

A 申請は受付しますが、申告が行われていないと審査が行えませんので、那覇市役所 市民税課(本庁3階)へ受付期間や申告方法を確認し、速やかに手続きを行ってください。なお、国民健康保険税の申告のみでは審査が行えませんので、必ず市民税課で市県民税の申告を行ってください。

税の申告に関するお問合せ先:那覇市役所 市民税課 ☎861-3328

(※申請する年の1月1日時点で那覇市以外の市町村に住民登録があった方は、当該市町村で手続きを行い、「収入・所得額」、「控除額」、「市町村民税額」の3つが記載されている証明書(※申請する年の前年1年間の状況が分かるもの)を提出していただく必要があります。)

Q.6 小学生と中学生がいる場合、申請書は小・中学校両方に提出しますか？

A 申請書は小学校へ提出してください。

**Q.7 親が行方不明で、祖父母が子どもを養育している場合も申請できますか？**

A 状況の聞き取りや、ご提出いただく書類がありますので、教育委員会学務課までご相談ください。

**Q.8 保護者以外でも申請できますか？**

A 保護者以外の方からの申請は受付していません。ただし、特別な事情がある方は教育委員会学務課にご相談ください。

**Q.9 他市町村から那覇市の学校へ通っている場合も申請できますか？**

A お住まいの市町村において就学援助の認定を受けていれば、那覇市へ申請できます。那覇市で認定を受けた場合、お住まいの市町村から援助される費目を重ねて受給することはできません。お手続の方法や必要書類等については、教育委員会学務課へお問い合わせください。

**Q.10 那覇市から他市町村の学校へ通っている場合も申請できますか？**

A 申請できます。那覇市で認定を受けた場合、援助費目のうち給食費は対象外になりますので、通学先の学校がある市町村の就学援助担当部署へご相談ください。

**Q.11 別居中の配偶者は申請書へ記載する必要がありますか？**

A 審査の対象になりますので、申請書への記載が必要です。ただし、特段の理由（DV避難中である等）がある場合は、教育委員会学務課へご相談ください。

**Q.12 住民登録を分けている同居人は申請書へ記載する必要がありますか？**

A 審査の対象になりますので、申請書への記載が必要です。ただし、二世帯住宅等で生計が別であり、光熱費を別々に支払っていることが請求書や領収書で確認できる場合は、審査の対象にならないこともありますので、該当しそうな方は、教育委員会学務課へご相談ください。

**Q.13 県外の学校に通っている子どもは申請書へ記載する必要がありますか？**

A 扶養している、仕送りをしている等、生計が同一であれば審査の対象になりますので、申請書への記載が必要です。また、そのお子様の住民票謄本の提出が必要となります。

**Q.14 審査の結果、収入(所得)が多く認定が受けられませんでした。申請後に失業したためどうにかなりませんか？**

A 生計維持者が失業または休職した場合は、教育委員会学務課へご相談ください。

**Q.15 認定後に婚姻(又は離婚)しましたが、必要な手続はありますか？**

A 世帯の状況に変動があった場合は、再申請が必要になりますので、教育委員会学務課までお問い合わせください。また、生活が好転し、就学援助が不要になった場合は、就学援助を辞退することができますので、お問い合わせください。

**Q.16 特別支援教育就学奨励費の手続きをしています。就学援助も希望しますが、手続きは必要ですか？**

A 就学援助と特別支援教育就学奨励費は制度が異なるため、希望する場合にはそれぞれ手続きが必要になります。

就学援助を認定された場合は、申請月から援助費が支給されます。令和5年度の準要保護の最終受付けは令和5年12月28日(木)までとなりますので、お早目に手続きをしてください。

**就学援助制度の医療費の廃止について(お知らせ)**

令和4年4月から、医療費の窓口無償化の対象範囲が中学校卒業まで拡充されることに伴い、学校病(むし歯等)の治療のために交付していた「学校保健安全法医療券」の取扱いを、令和4年3月末をもって終了しました。

**令和4年度4月以降の医療費制度について**

詳しくは、各担当課にお問い合わせください。

区分	適用される制度	担当課および連絡先電話番号
要保護世帯	生活保護医療費扶助	保護管理課 098-861-5193
準要保護世帯	こども医療費助成制度	子育て応援課 098-861-6951